

議案第54号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(家賃の決定)

第9条の4 家賃は、毎年度、次条第2項又は第3項の規定により認定された収入の額（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第19条第1項及び第2項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第22条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が、その請求に応じないとき（次条第3項の規定により収入の額を認定する場合を除く。）は、当該県営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 略

(収入の申告等)

第9条の5 略

2 略

3 入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合であって、第1項に規定する収入の申告をすること及び第22

(家賃の決定)

第9条の4 家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第19条第1項及び第2項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第22条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が、その請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 略

(収入の申告等)

第9条の5 略

2 略

条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、公営住宅法施行規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前2項の認定に対し、知事に意見を述べるができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、正当の事由があると認めるときは当該認定を更正し、その旨を入居者に通知するものとする。

(収入超過者等に関する認定)

第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項又は第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ同号アからウまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 知事は、第9条の5第2項又は第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条の金額を超え、か

3 入居者は、前項の認定に対し、知事に意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、正当の事由があると認めるときは当該認定を更正し、その旨を入居者に通知するものとする。

(収入超過者等に関する認定)

第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ同号アからウまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 知事は、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条の金額を超え、かつ、当該入

つ、当該入居者が県営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 略

(家賃)

第24条の11 略

2 前項の入居者の収入については、第9条の5の規定を準用する。

3 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目
略	

居者が県営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 略

(家賃)

第24条の11 略

2 前項の入居者の収入については、第9条の5の規定を準用する。

この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第24条の11第1項」と読み替えるものとする。

3 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目
庄内団地	西伯郡大山町高田
略	

別表第2（第26条関係）

名称	管理を行わせる者
略	
浜の上第1団地	大山町
略	

別表第2（第26条関係）

名称	管理を行わせる者
略	
庄内団地 浜の上第1団地	大山町
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。